

## 八尾市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関し、本市域において、国、都道府県及び市町村以外の者（以下「事業者」という。）が行う放課後児童健全育成事業の届出等に関する事項について、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業開始の届出)

第2条 事業者は、あらかじめ、放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）により市長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

### (事業変更の届出)

第3条 事業者は、当該届出の内容に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、放課後児童健全育成事業変更届（様式第2号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、放課後児童健全育成事業の休止の届出をした者が、休止していた当該届出に係る事業を再開したときに準用する。

### (事業廃止等の届出)

第4条 事業者は、当該届出に係る事業を廃止又は休止しようとするときは、あらかじめ、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第3号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

### (基準の遵守)

第5条 事業者は、法第34条の8の2第3項に基づき、八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八尾市条例第41号。以下「基準条例」という。）を遵守しなければならない。

### (報告徴収)

第6条 市長は、必要に応じて事業に関する報告を求めることができる。

### (立入調査)

第7条 市長は、事業者に対する立入調査に関し、毎年度当初に実施計画を策定し、当該計画に基づき、立入調査を実施することとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、重大な事故、虐待の事案等が発生した場合は、随時、立入調査を実施することができる。

3 市長は、法第34条の8の3第1項に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 本条に規定する業務を行う職員は、法規則第13号の3様式に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

### (改善指導)

第8条 市長は、立入調査の結果、事業が基準条例に適合しないと認められる事業者に対し、文書により改善指導を行うことができる。なお、市長は、立入調査の際に必要なと認められる場合は、文書で行う改善指導に先立ち、口頭による指導を行うことができる。

(改善勧告)

第9条 市長は、法第34条の8の3第3項に基づき、事業が基準条例に適合しないと認めるときは、その事業者に対して、当該基準条例に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(事業の制限及び停止命令)

第10条 市長は、法第34条の8の3第4項に基づき、必要と認めるときは、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(準用)

第11条 第5条から第10条について、本市が実施する放課後児童健全育成事業についても準用するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の届出等に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年8月9日から施行する。

この要綱は、平成29年4月4日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。